

広島県告示第八百七十九号

河川法等の施行に関する規則（昭和四十年広島県規則第二十四号）第五条第一項の規定によつて、次のとおり不法係留船舶の重点的撤去区域を指定し、平成二十三年二月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県西部建設事務所に備えて置いて縦覧に供する。

平成二十二年十一月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

河川名	上流端	下流端
御幸川	草津橋下流端 左岸 広島市西区草津東一丁目 八三〇番三地先 右岸 広島市西区草津浜町 八三一番一地先	河口 左岸 広島市西区扇一丁目 一七番三地先 右岸 広島市西区扇二丁目 三番地先
瀬野川	ひまわり大橋下流端 左岸 安芸郡海田町大正町 一二九三番一二地先 右岸 安芸郡海田町窪町 一九二五番五地先	河口 左岸 安芸郡海田町明神町 一八三八番八地先 右岸 広島市安芸区船越南 五丁目二六五一番地先
岡ノ下川	御筋歩道橋下流端 左岸 広島市佐伯区五日市中央 一丁目六九番一地先 右岸 広島市佐伯区三筋一丁目 一一〇番四地先	河口 左岸 広島市佐伯区桑々園六丁目 一〇六五番三二地先 右岸 広島市佐伯区美の里 一丁目七九〇番一八地先
矢野川	JR矢野川橋梁下流端 左岸 広島市安芸区矢野西 五丁目四三七六番一地先 右岸 広島市安芸区矢野東 一丁目四〇四四番六地先	河口 左岸 広島市安芸区矢野西 一丁目四三二四番六地先 右岸 広島市安芸区矢野町 宇尾崎四三一八番地先